

川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

(趣 旨)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条に規定する一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いに関する実施細目については、この要綱の定めるところによる。

(対 象)

第2条 一部負担金の減免等は、世帯主が、次のいずれかに該当したことにより、生活が困窮し、一時的に収入減少等が起り、一部負担金の支払いが困難と認められる世帯を対象とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき
- (2) 疾病又は負傷等により、収入が減少したとき
- (3) 事業の休廃止又は失業等により、収入が著しく減少したとき
- (4) 前各号に類する事由があったとき

(免 除)

第3条 一部負担金の免除は、前条に該当し、当該世帯の生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による収入認定額（以下「実収月額」という。）が、生活保護法に規定する基準生活費（以下「基準生活費」という。）の116パーセント以下のとき、行うことができる。

(減 額)

第4条 一部負担金の減額は、第2条に該当し、当該世帯の実収月額が、基準生活費の116パーセントを超えるとき、行うことができる。

(徴収猶予)

第5条 一部負担金の徴収猶予は、第2条に該当した世帯が、第3条又は第4条に該当し、6か月（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内に収入・資力が回復する可能性があると認められたときに、療養取扱機関に対する支払いに替えて、当該一部負担金を保険者が直接に徴収することとするが、一定期間その徴収を猶予することができる。

(対象外)

第6条 第3条から第5条の規定にかかるわらず、当該世帯の預貯金額の合計が基準生活費の3か月に相当する額を超える場合、減免等の対象外とする。

(期 間)

第7条 一部負担金の減額又は免除の期間は3か月以内、徴収猶予は6か月以内とする。なお、承認期間を超えて、減免が必要になり、再度申請が行われた場合、引き続き第2条から第5条に該当していることを確認した上で、同一疾病につき当初承認した日から起算して6か月を限度とし、再度承認期間を決定するものとする。

附 則

この要綱は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。